

青森県報

号外第十七号

令和五年
三月二十四日
(金曜日)

目次

告示

○令和5年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領………(財政課) ……

告示

青森県告示第二百号

令和5年2月青森県議会第三百十三回定例会の議決を経た令和5年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

令和5年3月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

令和5年度青森県一般会計予算

令和5年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ738,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款 項	金 額 千円
1	県 民 税	147,911,952
1	県 民 税	37,670,126
2	事 業 税	27,345,033
3	地 方 消 費 税	28,696,240
4	不 動 産 取 得 税	1,920,094
5	た ば こ 税	1,716,290
6	ゴ ル フ 場 利 用 税	150,993
7	軽 油 引 取 税	13,101,872
8	自 動 車 税	17,197,509
9	釵 区 税	2,007
10	固 定 資 産 税	310,554

9	人事委員会費	144,408	8	土木管理費	67,302,860
10	監査委員費	189,248	1	土橋梁費	2,689,760
3	民社会福祉費	109,118,287	2	道河川海岸費	40,403,778
1	社児童福祉費	62,521,981	3	河川湾計画費	12,427,872
2	生生活保険費	26,123,279	4	都市計画費	3,240,695
3	社生活保険費	7,646,264	5	都空港費	4,607,096
4	災社会救助費	12,744,599	6	住宅費	2,340,153
5	境保健衛生費	82,164	7	警察管理費	1,593,506
4	環境保健衛生費	64,696,300	9	警察活動費	31,080,653
1	環境保健衛生費	48,083,694	1	警察管理費	27,702,626
2	環境保健衛生費	2,397,871	2	警察活動費	3,378,027
3	保健衛生費	1,518,522	10	教育総務費	126,648,568
4	医療対策費	6,314,447	1	教育総務費	13,169,773
5	公自然保護費	1,297,974	2	小学校教育費	39,582,961
6	自病対策費	227,468	3	中等学校費	25,905,112
7	大病対策費	3,582,552	4	高等学校費	29,301,052
8	大学院学費	1,273,772	5	特別支援学校費	12,569,054
5	労働政策費	2,155,509	6	社会教育費	3,215,991
1	労働政策費	538,641	7	保健体育費	2,904,625
2	職業訓練費	1,529,136	11	災害復旧費	8,360,001
3	労働委員会費	87,732	1	農林水産施設災害復旧費	1,275,819
6	農林水産業費	45,719,428	2	土木施設災害復旧費	7,084,182
1	農林水産業費	8,571,850	12	公債費	99,692,889
2	農林水産業費	587,901	1	公債費	99,692,889
3	畜産業費	2,573,375	13	諸支出金	67,927,213
4	農地業費	16,648,814	1	地方消費税清算金	29,310,996
5	林業業費	5,020,976	2	利子割交付金	58,757
6	水産業業費	12,316,512	3	配当割交付金	446,939
7	商工業業費	82,735,345	4	株式等譲渡所得割交付金	235,041
1	商工業業費	63,545,465	5	法人事業税交付金	2,027,995
2	観光業費	2,766,195	6	地方消費税交付金	35,214,681
3	大規模開発費	16,423,685	7	ゴルフ場利用税交付金	105,957

8	自動車取得税交付金				63,840
9	環境性能割交付金				463,006
10	利子割精算金			1	
14	予備費				150,000
1	予備費				150,000
歳出	合計				738,400,000

第2表 継続費

款項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円
----	-----	----------	----	-----------

2	総務費			
7	防災費	消防学校建築事業費	3,328,662	276,158

			令和5年度	令和6年度	令和7年度
			2,526,873	525,631	

3 民生費

1	社会福祉費	ねむのき会館体育館建築事業費	451,627	181,453
---	-------	----------------	---------	---------

10 教育費

4	高等学校費	八戸工業高等学校校舎等建築事業費	1,522,855	187,783
---	-------	------------------	-----------	---------

			令和5年度	令和6年度	令和7年度
			758,039	577,033	

5	特別支援学校費	黒石養護学校移転改修事業費	3,215,489	321,728
---	---------	---------------	-----------	---------

第3表 債務負担行為

事業	項目	期間	限度額 千円
----	----	----	-----------

	八戸合同庁舎整備・維持管理事業費	令和6年度から令和23年度まで	8,546,852
--	------------------	-----------------	-----------

	令和5年度旧ラ・フランス青い森利活用事業設計業務委託代金	令和6年度	19,472
--	------------------------------	-------	--------

	第80回国民スポーツ大会開催準備に係るローン引当金	令和6年度	36,137
--	---------------------------	-------	--------

青森福祉庁舎増築に係るりー
大料
令和6年度から
令和9年度まで
156,660

令和5年度獣医師修学資金貸
付
令和6年度から
令和7年度まで
12,960

青森・岩手県境不法投棄事業
に係る風評被害対策給付金
令和5年度から
令和9年度まで
3,000,000

令和5年度医師修学資金貸付
令和6年度から
令和10年度まで
27,000

令和5年度看護師等修学資金
貸付
令和6年度から
令和7年度まで
13,488

成長分野雇用創出促進事業費
令和5年度から
令和6年度まで
100,000

令和5年度離職者等再就職訓
練事業委託代金
令和6年度から
令和7年度まで
245,490

令和5年度農業近代化資金の
利子補給
令和6年度から
令和21年度まで
利子補給対象借入資金限度額
1,200,000
利子補給率 年0.6%から1.3%

令和5年度農業経営負担軽減
支援資金の利子補給
令和6年度から
令和21年度まで
利子補給率 年1.3%
利子補給率 100,000

令和5年度農地中間管理機構
の農地売買等事業（一般タイ
プ）に伴う農用地買入資金借
入金に対する損失補償
令和5年度から
令和7年度まで
33,260

令和5年度農地中間管理機構
の農地売買等事業（担い手支
援タイプ）に伴う農地等買
入資金借入金に対する損失補
償
令和5年度から
令和7年度まで
241,271

令和5年度農地中間管理機構
の農地売買等事業（所有者不
明農地借入事業）に伴う供託
金借入金に対する損失補償
令和5年度から
令和24年度まで
2,070

令和5年度農業水利施設保全
合理化事業工事代金
令和6年度から
令和8年度まで
571,000

令和5年度経営体育成基盤整
備事業工事代金
令和6年度
110,000

令和5年度防災ダム事業工事
代金
令和6年度から
令和8年度まで
354,000

令和5年度基幹水利施設管理
事業工事代金
令和5年度から
令和6年度まで
10,000

令和5年度中山間地域総合整
備事業工事代金
令和6年度
120,000

県民環境林管理事業委託代金	令和6年度から令和9年度まで	513,105		
令和5年度漁業近代化資金の利子補給	令和6年度から令和25年度まで	利子補給対象借入資金限度額 1,200,000 利子補給率 年0.55%から1.3%		
令和5年度漁業経営維持安定資金利子補給	令和6年度から令和20年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000 利子補給率 年1.3%		
令和5年度漁業経営再建資金利子補給	令和6年度から令和15年度まで	利子補給対象借入資金限度額 200,000 利子補給率 年0.15%		
令和5年度漁業経営高度化促進支援資金利子補給	令和6年度から令和15年度まで	利子補給対象借入資金限度額 50,000 利子補給率 年0.65%から1.3%		
令和5年度誘致企業本社機能移転促進費補助	令和5年度から令和6年度まで	30,000		
令和5年度むつ小川原開発地区企業立地促進費補助	令和5年度から令和6年度まで	55,000		
令和5年度IT・コンテンツ・ソフトウェア関連産業立地促進費補助	令和5年度から令和9年度まで	227,500		
令和5年度青森県産業立地促進費補助	令和5年度から令和14年度まで	3,000,000		
令和5年度国道279号橋梁補修事業(松ノ木平跨線橋)工事代金	令和6年度	70,000		
令和5年度路面清掃車購入費	令和6年度	47,000		
令和5年度三沢十和田線橋梁架替事業(古間木橋)工事代金	令和6年度	100,000		
令和5年度馬門野辺地線橋梁架替事業(野辺地橋)工事代金	令和6年度から令和7年度まで	290,000		
令和5年度積寒地域建設機械購入費	令和6年度	235,368		
令和5年度駒込ダム取水放流設備工事代金	令和6年度から令和11年度まで	2,200,000		
青森港湾湾計画調査費(令和5年度追加分)	令和6年度	38,216		
令和5年度青森県総合運動公園陸上競技場除却工事代金	令和6年度	41,250		
令和5年度青森空港プラウ付トラクタ購入費	令和6年度	46,310		

令和5年度定時制通信制修学奨励金貸付	令和6年度から令和8年度まで	5,496		
令和5年度下北地区統合校改築設計業務委託代金	令和6年度	126,846		
令和5年度五所川原農林高等学校寄宿舎改築設計業務委託代金	令和6年度	13,053		
令和5年度八戸東高等学校改築設計業務委託代金	令和6年度	13,846		
令和5年度五所川原高等学校改築設計業務委託代金	令和6年度	93,515		
令和5年度七戸養護学校増築設計業務委託代金	令和6年度	27,109		
令和5年度県立郷土館長寿命化改修設計業務等委託代金	令和6年度	107,985		
情報発信拠点施設に係る定期建物賃借料	令和6年度から令和25年度まで	642,960		

第4表 地 方 債

起債の目的	限 度 額 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
港湾事業	659,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年限変更、更、繰上償還又は借換することができる。
河川事業	3,305,000			
海岸事業	312,000			
農業農村整備事業	3,023,000			
災害関連事業	1,865,000			
治水事業	631,000			
都市計画事業	506,000			
治山事業	424,000			
林道事業	94,000			
漁港事業	3,470,000			
自然公園施設整備事業	85,000			
道路事業	15,104,000			
空港事業	275,000			
公園事業	651,000			
警察施設整備事業	19,000			

交通安全施設整備事業	472,000
高等学校整備事業	1,574,000
特別支援学校整備事業	803,000
公営住宅建設事業	516,000
過年発生補助災害復旧事業	1,156,000
現年発生補助災害復旧事業	1,255,000
現年発生国直轄災害復旧事業	133,000
現年発生単独災害復旧事業	30,000
老人福祉施設整備事業	658,000
三内丸山遺跡史跡整備事業	215,000
ねむのき会館改築事業	180,000
北海道新幹線鉄道整備事業	8,000
砂防事業	806,000
警察本部庁舎耐震・長寿命命化改修事業	1,233,000
自然災害防止事業	743,000
県道等整備事業	2,596,000
県庁津波対策事業	7,000
アピオあおもり改修事業	5,000
防災情報ネットワーク更新事業	743,000
消防学校施設整備事業	202,000
私立学校耐震化促進事業	30,000
青森県立三沢航空科学館整備事業	80,000

県民福祉プラザ施設整備事業	84,000
療育福祉・医療療育センター改修事業	83,000
菅農高等学校施設整備事業	91,000
県立美術館設備改修事業	89,000
体育施設整備事業	366,000
社会教育施設整備事業	113,000
総合学校教育センター施設整備事業	119,000
三内丸山遺跡センター改修事業	28,000
臨時財政対策債	3,109,000
公有林整備事業	26,000
計	47,976,000

令和5年度青森県公債費特別会計予算

令和5年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,669,023千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入	金額
款	項	千円
1	繰入金	106,132,023

1	一般会計繰入金	99,516,504
2	基金繰入金	6,615,519
2	県債	37,537,000
1	県入債	37,537,000
歳入	合計	143,669,023

1	公債費	143,669,023
1	公出債費	143,669,023
歳出	合計	143,669,023

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
一般会計借換債	37,537,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	37,537,000	／	／	／

令和5年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

令和5年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,019,317千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	1	1,307,032
		1	1,307,032
		2	1
		1	670,808
		1	670,808
2	財産運用収入	1	3
		1	3
		1	41,473
3	雑収入	1	160
		2	483
		3	40,830
歳入	合計	2,019,317	

歳出	款	項	金額 千円
1	療育福祉・医療療育センター費	1	2,019,157
		1	764,457
		2	372,803
2	はまなす医療療育センター費	3	881,897
		2	160

1 公 債 費 計 160
 歳 出 合 計 2,019,317

令和5年度青森県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ594,128千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項 目	金 額 千円
1	分担金及び負担金	9,394
1	負 担 金	9,394
2	使用料及び手数料	402,721
1	使 用 料	402,721
3	繰 越 金	1
1	繰 越 金	1
4	諸 収 入 子	12
1	県 預 金 利 子	1
2	雑 入	11

5 県 債 182,000
 1 県 債 182,000
 歳 入 合 計 594,128

歳 出

款 項

金 額
千円

1	港湾整備事業費	355,014
1	青森港整備事業費	202,240
2	八戸港整備事業費	149,980
3	津軽港整備事業費	1,116
4	大湊港整備事業費	1,678
2	公 債 費	112,547
1	公 債 費	112,547
3	繰 出 金	126,567
1	一般会計繰出金	126,567
歳 出 合 計		594,128

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千円
令和5年度青森港上屋整備事業費	令和6年度		729,000

第3表 地方債

起債の目的	限 度 千円	起債の方法	利率 %	償 還 の 方 法
港湾整備事業	182,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年償還又は借換することができる。

計 182,000 / / /

令和5年度青森県証紙特別会計予算

令和5年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,388,935千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	証紙管理収入	1 証紙取扱収入	2,302,485
		2 繰越金	86,449
		3 繰越金	86,449
1	繰越金	1	1
歳入合計			2,388,935
歳出	款	項	金額 千円
		1 証紙管理取扱費	2,388,935
		1 証紙取扱費	2,388,935
歳出合計			2,388,935

令和5年度青森県管理特別会計予算

令和5年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ464,231千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰越金	1 繰越金	1
		2 諸収入	464,230
		1 管理費収入	464,230
歳入合計			464,231
歳出	款	項	金額 千円
		1 管理費	464,231
		1 管理費	464,231
歳出合計			464,231

令和5年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

令和5年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ626,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	財産収入	1 財産売却収入	276,000
		2 繰入金	350,000
		1 一般会計繰入金	350,000

歳入合計	金額 千円
626,000	
歳出	
款	
1 土木費	626,000
1 道路橋梁費	626,000
歳出合計	626,000

令和5年度青森県駐車場事業特別会計予算

令和5年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,103千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1 使用料及び手数料			29,966
1 使用料			29,966
2 財産収入			337
1 財産運用収入			337
3 繰越金			1
1 繰越金			1
4 雑入			4,799
1 県預金利息			1
2 雑入			4,798
歳入合計			35,103

歳出	款	項	金額 千円
1 駐車場事業費			19,284
1 県営駐車場運営費			17,516
2 地下駐車場運営費			1,768
2 公債費			1
1 公債費			1
3 繰越金			15,818
1 一般会計繰出金			15,818
歳出合計			35,103

令和5年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

令和5年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,426,608千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,250,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1 使用料及び手数料			5,275,020
1 使用料			5,275,020
歳入合計			5,275,020

2	国庫支出補助金	145,905
1	国庫補助金	145,905
3	繰入金	991,778
1	一般会計繰入金	991,778
4	諸収入	145,905
1	雑収入	145,905
5	県債	868,000
1	県債	868,000
歳入	合計	7,426,608

歳出	項目	金額 千円
1	鉄道施設事業費	6,619,139
1	鉄道施設管理費	6,619,139
2	公債費	807,469
1	公債費	807,469
歳出	合計	7,426,608

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
鉄道施設事業	868,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年変更、繰上償又は償還することができる。

計 868,000 / /

令和5年度青森県国民健康保険特別会計予算

令和5年度青森県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ121,781,376千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	分担金及び負担金	金	35,437,892
1	負担金	金	35,437,892
2	国庫支出補助金	金	35,551,150
1	国庫補助金	金	23,478,092
2	国庫補助金	金	12,073,058
3	前期高齢者交付金	金	39,492,401
1	前期高齢者交付金	金	39,492,401
4	共同事業費交付金	金	275,366
1	共同事業費交付金	金	275,366
5	財産収入	金	120
1	財産収入	金	120
6	繰入金	金	11,024,444
1	一般会計繰入金	金	7,641,035
2	基金繰入金	金	3,383,409
7	繰越金	金	1
1	繰越金	金	1
8	諸収入	金	2
1	保険給付費等交付金返還金	金	1
2	県預金利息	金	1
歳入	合計	計	121,781,376

歳出

款 項	金 額 千 円
1 国民健康保険事業費	121,781,166
1 運 営 費	165,687
2 国民健康保険事業費交付金等	121,605,456
3 財政安定化基金積立金	120
4 諸 支 出 金	9,903
2 公 債 費	210
1 公 債 費	210
歳 出 合 計	121,781,376

令和5年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和5年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ314,370千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	款 項	金 額 千 円
1 繰 入 金	1 繰 入 金	15,646
2 繰 越 金	1 繰 越 金	68,118
1 繰 越 金	1 繰 越 金	68,118

3 諸 収 入	金 額 千 円
1 県 預 金 利 子	230,606
2 貸 付 金 元 利 収 入	230,601
3 雑 入	4
歳 入 合 計	314,370

歳 出 款 項	金 額 千 円
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	314,370
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費	314,370
歳 出 合 計	314,370

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額 千 円
令和5年度母子福祉資金貸付金	令和6年度から令和8年度まで		64,080
令和5年度父子福祉資金貸付金	令和6年度から令和8年度まで		24,792
令和5年度寡婦福祉資金貸付金	令和6年度から令和8年度まで		13,875

令和5年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和5年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,919,950千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰入	繰入金	6,055
1	繰入	一般会計繰入金	6,055
2	繰越	繰越金	198,565
1	繰越	繰越金	198,565
3	諸	収入	1,491,330
1	諸	貸付金収入	1,479,123
2	諸	貸付金収入	590
3	雑	雑収入	2
4	貸付	貸付金収入	11,615
4	県	県債	224,000
1	歳入	歳入	224,000
		合計	1,919,950
歳出	款	項	金額 千円
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金		280,000
1	小規模企業者等設備導入資金貸付金		280,000
2	事務	事務費	6,648
1	諸	諸費	6,648
3	公債	公債費	1,434,607
1	公債	公債費	1,434,607
4	繰出	繰出金	198,695
1	繰出	一般会計繰出金	198,695
		合計	1,919,950

第2表 地方債	起債の目的	限度 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
1	一般会計繰出金				
1	一般会計繰出金				
1	一般会計繰出金				
1	一般会計繰出金				

中小企業高度化資金 224,000 普通貸借 0.50 独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

計 224,000 / / /

令和5年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和5年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51,846千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	貸付	貸付金収入	50,000
1	繰越	繰越金収入	41,999
2	業務	業務収入	8,001
1	繰越	繰越金収入	1,843
2	諸	諸収入	3
		合計	51,846
歳出	款	項	金額 千円
1	貸付	貸付金	50,000
1	業務	業務費	50,000
1	取扱	取扱事務費	1,846
1	取扱	取扱事務費	1,846
		合計	51,846

令和5年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和5年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,249千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入	項	金 額 千円
1 貸付勘定収入	1 繰越収入	130,000
	2 繰越収入	91,650
	3 繰越収入	38,350
2 業務勘定収入	1 繰越収入	2,249
	2 繰越収入	2,245
	3 繰越収入	132,249
歳 出	項	金 額 千円
1 貸付勘定	1 沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
	2 業務勘定	130,000
2 取扱事務費	1 取扱事務費	2,249
	合計	132,249

令和5年度青森県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県立中央病院

(1) 病床数	684床
(2) 年間患者数	472,207人
イ 入院患者数	186,682人
ロ 外来患者数	285,525人
(3) 一日平均患者数	
イ 入院患者数	510人
ロ 外来患者数	1,175人
(4) 建設改良	
イ 病院工事	390,000千円
ロ 資産購入	1,103,953千円
ハ リース資産購入	508,482千円
2 青森県立つくしが丘病院	
(1) 病床数	230床
(2) 年間患者数	69,420人
イ 入院患者数	40,260人
ロ 外来患者数	29,160人
(3) 一日平均患者数	
イ 入院患者数	110人
ロ 外来患者数	120人
(4) 建設改良	
イ 病院工事	29,369千円
ロ 資産購入	22,120千円
(収益的収入及び支出)	
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	
収 入	
第1款 中央病院事業収益	29,753,612千円
第1項 医療収益	25,319,784千円
第2項 医療外収益	4,433,828千円

第2款 つくしが丘病院事業収益
 第1項 医業収益 1,828,139千円
 第2項 医業外収益 1,180,407千円
 支 益 647,732千円

第1款 中央病院事業費用
 第1項 医業費用 30,654,550千円
 第2項 医業外費用 30,232,698千円
 第3項 予備費用 411,852千円
 第2款 つくしが丘病院事業費用 10,000千円
 第1項 医業費用 1,916,350千円
 第2項 医業外費用 1,906,849千円
 第3項 予備費用 8,501千円
 費用 1,000千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,665,431千円は建設改良積立金413,230千円及び損益勘定留保資金1,252,201千円で補てんするものとする。)

収入
 第1款 中央病院資本的収入 1,495,557千円
 第1項 負債金 599,557千円
 第2項 企業債 896,000千円
 第2款 つくしが丘病院資本的収入 102,900千円
 第1項 負担金 53,900千円
 第2項 企業債 49,000千円

支出
 第1款 中央病院資本的支出 3,158,899千円
 第1項 建設改良費 2,002,435千円
 第2項 企業債償還金 1,056,464千円
 第3項 他会計からの長期借入金償還金 100,000千円
 第2款 つくしが丘病院資本的支出 104,989千円

第1項 建設改良費 51,489千円
 第2項 企業債償還金 53,500千円
 (継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額千円	年度	年割額千円
1	中央病院資本的支出	1 建設改良費	140,900	令和5年度	29,900
		県立中央病院電話交換設備等更新工事費	159,900	令和6年度	111,000
1	建設改良費	県立中央病院熱源設備等改修工事費	159,900	令和5年度	51,400
		県立中央病院配管設備改修工事費	159,900	令和6年度	108,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額千円	起債の方法	利率%	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	896,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合により年割変更に、県議の承認を経て償還又は償換することできる。
県立つくしが丘病院施設整備事業及び医療器械整備事業	49,000			
計	945,000	/	/	/

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他

の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費 13,726,564千円
- (2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,568,713千円と定める。

令和5年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 事業量
 - イ 年間総給水量 110,727,524立方メートル
 - ロ 給水事業所数 10事業所
 - ハ 一日平均給水量 302.534立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 900,328千円

第1項 営業収益 898,886千円

第2項 営業外収益 1,442千円

支出

第1款 工業用水道事業費用 870,828千円

第1項 営業費用 862,716千円

第2項 営業外費用 3,112千円

第3項 予備費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額380,103千円は建設改良積立金287,394千円、損益勘定留

保資金63,970千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額28,739千円で補てんするものとする。)。

支出

第1款 資本的支出 380,103千円

第1項 建設改良費 316,133千円

第2項 企業債償還金 63,970千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

第1款 事業名 総額 年度 年割額

1 資本的支出

1 建設改良費 電気設備棟新築事業費 192,753 令和5年度 50,604

令和6年度 142,149

送水幹線制水弁新設事業費 176,682 令和5年度 123,684

令和6年度 52,998

高圧電気設備更新事業費 988,482 令和5年度 135,872

令和6年度 666,171

令和7年度 186,439

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 153,919千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,231千円と定める。

令和5年度青森県下水道事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和5年度青森県下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 青森県流域下水道

- (1) 処 理 人 口 279,430人
- (2) 一 日 平 均 処 理 水 量 123,607立方メートル
- (3) 建 設 改 良

イ 下 水 道 工 事 1,614,525千円
ロ 資 産 購 入 5,375千円

2 青森県十和田湖特定環境保全公共下水道

- (1) 処 理 人 口 15,287人
 - (2) 一 日 平 均 処 理 水 量 1,672立方メートル
 - (3) 建 設 改 良
- イ 下 水 道 工 事 49,840千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	4,856,660千円
第1項 営 業 収 益	2,593,476千円
第2項 営 業 外 収 益	2,263,184千円
第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業収益	345,065千円
第1項 営 業 収 益	66,938千円
第2項 営 業 外 収 益	278,127千円
支 出	

第1款 流域下水道事業費用 4,850,888千円

第1項 営 業 費 用 4,724,327千円

第2項 営 業 外 費 用 126,561千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道事業費用 343,493千円

第1項 営 業 費 用 343,353千円
第2項 営 業 外 費 用 140千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額7,344千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,344千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 流域下水道資本的収入	2,125,545千円
第1項 企 業 債 債	387,000千円
第2項 負 担 金	892,645千円
第3項 補 助 金	845,900千円
第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的収入	49,840千円
第1項 負 担 金	30,740千円
第2項 補 助 金	19,100千円
支 出	

第1款 流域下水道資本的支出 2,131,317千円

第1項 建 設 改 良 費 1,619,900千円

第2項 企 業 債 償 還 金 511,417千円

第2款 十和田湖特定環境保全公共下水道資本的支出 51,412千円

第1項 建 設 改 良 費 49,840千円

第2項 企 業 債 償 還 金 1,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
			千円

令和5年度岩木川流域下水道 令和6年度から 711,000

令和5年度馬淵川流域下水道 令和6年度 122,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
下水道事業	387,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。その他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。都府県に限り年限度額、更、繰上償還又は償還することができる。

計 387,000 / /

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 42,799千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円